

清水町教育大綱

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

清水町

1 教育大綱について

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本町の教育、文化の振興に関する総合的な施策についての方針を、町長が定めるものです。

なお、多くの町民の意見を反映して策定された「第6期清水町総合計画」が示す施策の基本的な方向に沿って策定するものであり、その施策の大綱の一つである「学びから生きる力を育むまち」を清水町教育大綱の基本目標とします。

2 大綱の期間

清水町教育大綱の期間は、「第6期清水町総合計画」との整合性を図るため、同計画の前期基本計画と期間を合わせ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、期間中においても、必要に応じて見直しを行います。

3 基本目標

「学びから生きる力を育むまち」

4 施策の柱

(1) 地域とともに進める魅力ある教育の推進

①家庭・学校・地域が一体となり、よりよい教育環境をつくります。

【方策】

- ・教育理念である「心響」と実践指標である“しみず「教育の四季」”普及と実践
- ・奨学金制度、義務教育負担軽減の充実
- ・幼保小中の連携の推進
- ・ICTを活用した教育の推進
- ・英語教育の充実と国際交流活動の推進
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実践による、確かな学力を育む教育の推進
- ・いじめや不登校問題等への取り組みの充実
- ・少人数教育や特別支援教育の充実
- ・コミュニティースクールの充実と小中一貫教育の実現

②郷土を愛し、将来に向かい夢や希望を持ち、新たな道を切り開くことが
できる力を身につけた子どもを育みます。

【方策】

- ・職業体験などを通じたキャリア教育の充実
- ・「十勝清水学」の推進

(2) 高校振興の充実

①総合学科先進校として特色ある教育活動を展開する清水高等学校との連携を深め、「魅力ある清水高校」の実現に向けて支援します。

【方策】

- ・幼保小中との交流活動への支援
- ・関係団体を通じた広報活動、学習環境整備や部活動への支援、保護者負担の軽減

(3) 文化芸術活動の推進

①文化芸術にふれる機会を創出するとともに、文化団体やサークル活動など主体的な文化芸術活動を支援します。

【方策】

- ・芸術鑑賞会の充実
- ・町民芸術文化祭などへの活動支援

②地域で培われてきた文化芸術活動や郷土の歴史や文化史を未来へ継承します。

【方策】

- ・第九文化継承活動や子どもたちへの文化継承活動の推進
- ・郷土資料整備の推進
- ・郷土の文化を学ぶ機会の充実

(4) スポーツ活動の推進

①安全で安心なスポーツ活動ができる環境を整備するとともに、スポーツ活動を通じた交流を推進します。

【方策】

- ・ 体育施設整備の推進
- ・ 気軽にできる軽スポーツの普及推進

②子どもたちがスポーツの魅力を感じ夢や憧れをもって活動できる環境を整備します。

【方策】

- ・ アイスホッケー教室など競技力向上に向けた支援の充実
- ・ 小中学生スポーツ活動送迎事業の充実
- ・ 各種スポーツ指導者の養成の推進

(5) 生涯学習の推進

①町民のニーズや時代の変化に応じた学習情報の提供と学習機会を創出します。

【方策】

- ・ 公民館講座など各種講座の充実
- ・ インターネットの活用などによる学習環境の整備

②身につけた知識や経験を活かし、主体的にまちづくりや地域活動などに参画できる場を拡充します。

【方策】

- ・ 生涯学習ボランティアの活動機会の発掘と拡充